

在外選挙人登録申請（来館が困難な方に対する特例措置について）

令和4年6月1更新
在ロサンゼルス日本国総領事館

1 当館は、本年4月1日から、在外選挙人登録申請の際の本人出頭を免除する特例措置を開始しています。

次の条件のいずれかに該当する方は、ビデオ通話を通じた本人確認及び事前に郵送または電子メールの添付ファイルとして提出した書類の原本確認を行うことによって、来館せずに在外選挙人登録申請を行えます。

◆ 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた外出制限措置等の対象地域にお住まいの方（注：3月25日現在、当館管内に該当地域はありません。）

◆ 当館管内の遠隔地（[対象地域はこちら](#)）にお住まいの方

◆ 本人又は代理人の出頭による在外選挙人登録申請が困難な特別な事情のある方

2 具体的な申請方法は、次のとおりです。

（1）当館へ以下の必要書類を郵送または電子メール(zaigaisenkyo@ls.mofa.go.jp)で送付してください。なお、出頭できない特別な事情のある方は、書類を郵送する前に当館へ電子メールまたは電話（213-617-6700）でご相談ください。特別な事情と判断できない場合は、出頭免除できませんので、予めご了承ください。

ア 在外選挙人登録申請書原本：1通（[ダウンロード](#)してご利用ください）

イ 申請時出頭免除願書原本：1通（[ダウンロード](#)してご利用ください）

ウ 有効な日本旅券（パスポート）の身分事項ページのコピー：1通

エ 住所確認書類写し（運転免許証、公共料金の請求書、住宅の賃貸契約書等）

※3か月以上前に在留届を提出している場合は不要

オ 有効な米国滞在資格を確認できるもの（[詳細はこちら](#)）のコピー：1通

※二重国籍の方は、外国旅券または英文出生証明書（但し、米国以外で出生された日米重国籍の方は、米国大使館もしくは米国国務省発行の英文出生証明書）

郵送先住所：

在ロサンゼルス日本国総領事館 在外選挙係

350 S. Grand Ave., Suite 1700, Los Angeles CA 90071

（2）上記（1）の必要書類が当館に届き、出頭免除に該当することが確認でき次第、申請者ご本人に対し、ビデオ通話の日時を調整するご連絡を差し上げます。

（3）ビデオ通話は、Microsoft Teams、Cisco Webexに加えZoomの利用が可能です。

（4）ビデオ通話の際は、申請者の本人確認及び事前に送付された書類の原本確認を行いますので、あらかじめ旅券原本、住所確認書類原本（3か月以上前に在留届を提出している場合は不要）をご用意ください。

（5）以下の場合、申請を受け付けることができないことがあります。

- ア ビデオ通話を行うことが困難な場合
- イ 申請者ご本人と連絡が取れない場合
- ウ 上記（３）及び（４）の結果、本人確認ができない場合や、申請書類の原本性に疑いがある場合

３ 在外投票を行うためには、事前に在外選挙人名簿登録申請を行い、在外選挙人証を入しておく必要があります。在外選挙人登録には、通常２か月ほどを要しますので、お早めの登録申請をお勧めいたします。

なお、申請時点で当地在留が３か月に満たない場合は、３か月経過まで当館で書類をお預かりした上で、３か月経過時点で在留状況を確認の上、選挙管理委員会に申請書類を送付しますので、追加日数を要します。

在外選挙制度の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

○外務省ホームページ「在外選挙」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

○総務省ホームページ「在外選挙制度について」

<https://www.soumu.go.jp/senkyo/hoho.html>